CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.４８

**フィンランド国家人権機関**

（JD仮訳）

Finnish National Human Rights Institution

フィンランド国家人権機関（NHRI）は、人権センター、人権代表部、議会オンブズマン事務所で構成されている。この機関はパリ原則を遵守して運営されており、国内人権機関グローバル・アライアンス（GANHRI）は2014年と2019年にAランクの認定をしている。2016年にフィンランド国家人権機関に国内CRPD監視機構（CRPD第33条2）の役割が付与された。

フィンランド人権センターは、障害者権利委員会（CRPD委員会）に対し、CRPD 第27条に関する一般的意見案へのコメントの機会を与えられたことに感謝する。

フィンランド人権センターは、このコメントで次の3つの一般的なテーマに焦点を当てている。

・　障害のある人の労働と雇用の権利の促進、および労働市場への参加には、公的な雇用サービスの積極的な役割が必要である。第27条に関する一般的意見は、この問題をより詳細に組み込み、拡大する必要がある。

・　合理的配慮を提供する義務はCRPDの重要な特徴であり、一般的意見は抽象的または単純化された例を使用するのではなく、それがどのように運用されるかについて実践的な指針を提供する必要がある。第27条に関する一般的意見は、合理的配慮に関する広範かつ実践的な詳細を示すべきである。

・　障害のある人の労働市場へのインクルージョンは、パーソナル・アシスタンスや個人的な移動のような支援サービスの柔軟でよく機能するシステムなしでは成功しないことを締約国に強調することが最も重要である。第27条に関する一般的意見は、*特に*19条（「自立した生活及び地域社会への包容」）、20条（「個人の移動を容易にすること」）と27条の相互関連性をより詳細な方法で強調する必要がある。

**公的雇用サービス**

公的雇用サービスは、多くの国で障害のある人の労働市場への参加に関して重要な役割を担っている。公的雇用サービスは、労働市場への参加を増やすことを目的とした労働市場活性化措置（指導、訓練、職業紹介サービスなど）を実施し、しばしば雇用主と労働と雇用を求める障害のある人の間の唯一のリンクとして機能する。したがって、公的雇用サービスのすべての活動が、障害の人権モデルを反映し、障害のある人の働く権利と雇用を尊重し促進することが最も重要である。

フィンランド人権センターの見解では、公的雇用サービスや労働市場へのアクセスを容易にすることを目的としたすべての労働市場活性化措置において、障害の人権モデルを主流にする必要がある。具体的には、障害のある人の権利、障害のある人の雇用と労働の権利ならびに公的雇用サービス内で合理的配慮を提供する義務について、公的雇用サービス当局の認識を高めることが必要である。

**合理的配慮**

フィンランド人権センターは、CRPD委員会が、労働生活の幅広い範囲に関連する様々な状況における合理的配慮について、より具体的かつ実践的な例を提供するよう勧告する。合理的配慮を提供する義務に関する抽象的な言及は、締約国や障害のある人の労働と雇用の権利の促進を提唱する人々の指針にはならない。

第27条に関する一般的意見は、具体例によって、*特に*公的雇用サービスのプロセスや活動において、締約国が合理的配慮を提供する必要があるのはどのような状況かを詳しく説明すべきである。これには、障害のある人の利用者サービスへのアクセス、労働市場訓練および職業紹介サービスへの参加の促進、支援つき就労、およびその他の、労働市場への障害のある人のより良い参加を目指す措置が含まれるが、これらに限定されない。

**労働市場への参加を支援するサービス**

第27条に関する一般的意見案の第Ⅴ章は、労働と雇用の権利とCRPDの他の特定の条項との関係を強調するパラグラフが含まれている。

フィンランド人権センターは、27条に関する一般的意見は、障害のある人の労働市場への参加を成功させるために、十分に機能するパーソナル・アシスタンスサービスと個人移動サービスが極めて重要であることをより明確に強調すべきであるという見解である。

障害のある人の労働市場への参加の成功は、パーソナル・アシスタンスサービスの十分に機能する柔軟なシステムなしにはありえない。個人の移動のための機器に関して、締約国は、機器の修理の必要性のために障害のある人の労働生活がどのような程度であっても中断されないことを保証するような措置を実施しなければならないことを強調することが重要である。パーソナル・アシスタンスサービスに関しては、締約国は、現代の労働生活のニーズへの柔軟性を確保し、十分に機能する代替の措置を保証するようにしなければならない。

**その他の指摘**

フィンランド人権センターは、CRPD委員会が、締約国は障害を理由とする差別の被害者に対し、アクセス可能で効果的な救済メカニズムを確立し、他の者と平等に司法へのアクセスを確保すべきであると指摘したことを称賛する。さらに委員会は、効果的な救済メカニズムは、効果的で利用しやすい苦情申し立てメカニズム、および適切で安価な質の高い法律扶助を含む効果的な司法および/または行政手続きへのすべての障害のある人によるアクセスを含んでいることに留意している。フィンランド人権センターは、委員会が平等機関／国家人権機関に直接言及することと、締約国は（該当する場合）労働生活において差別を経験している障害のある人のための効果的な司法へのアクセスを提供するために十分な資源を確保すべきことを指摘することとを勧告する。

フィンランド人権センターは、正確なデータの欠如が、労働市場における障害のある人の状況を評価するための深刻な問題であり続けていることを強調する。例えば、多くの締約国は、障害のある人の給与格差、障害のある人の失業率、障害のある男女間の給与格差に関する正確なデータを提供することができない。第27条に関する一般的意見が、このような状況を是正することの重要性を強調することは必須である。

最後に、フィンランド人権センターは、独立した監視機構と国家人権機関が国内レベルでの第27条の実施において果たすべき役割について、CRPD委員会から明確な説明を受けることを希望する。

フィンランド人権センター(フィンランド国家人権機関)を代表して。

シルパ・ラウティオ　ディレクター

ミッコ・ヨロネン　専門員

この文書は電子的に署名されたものであり、署名をつけていない。

（翻訳：佐藤久夫、松井亮輔）